

契約野菜安定供給制度への加入のご案内・4

実需者にご協力頂くこと

本制度の利用に当たっては、出荷者から契約書の写しの提出を求めるとともに、契約当事者である実需者に対して契約内容の確認を行うことがあります。それらの情報については、本制度の運営以外の目的で使うことはなく、外部に示すことはありませんのでご安心の上ご協力のほどお願いします。

□ 契約野菜安定供給制度の説明・お問い合わせ・資料請求先

独立行政法人 農畜産業振興機構 野菜業務第二部
契約取引推進課

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
TEL. 03-3583-9819 FAX. 03-3583-9484
<http://alic.lin.go.jp>

実需者の
メリット

実需者にとってのメリットは…?



- 天候等による生産の変動や市場価格の変動に関わらず、生産者から安定的に供給されること
- 安定して一定の品質の原料が入手できることから計画的な製造が可能となり、施設・労力等が効率的に利用できること

といったメリットがあります。



契約野菜安定供給制度への加入のご案内・1

野菜の契約取引に伴って生じるリスクを軽減するための制度です。

対象となる
契約取引

出荷者と実需者が書面により契約した取引が対象となります。

出荷者

(経済連、農協、大規模生産者等)

書面契約

実需者

(外食業者、加工業者、小売店等)

仲介者

(卸売会社、商社等)

対象となる
野 菜

指定野菜又は特定野菜で、それぞれ野菜指定産地または一定の要件を満たした対象産地で生産されたものが対象となります。

指定野菜

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス(14品目)

特定野菜等

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、(特定野菜28品目)、オクラ、しとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ(特認野菜5品目)及び指定野菜14品目

対象野菜

国が指定した野菜指定産地
(998産地: 平成18年5月現在)

都道府県が選定した産地

対象産地

農畜産業振興機構

都道府県の野菜価格安定法人

手続き先

交付金の
交付の流れ

国・都道府県のカバーで大きな安心

交付金

一定の要件に達したときに交付されます。



農畜産業振興機構(特定野菜等の場合は都道府県法人)が、あらかじめ生産者の皆さんから負担金をお預かりして交付金の基となる資金を造成し、一定の要件に達したときに生産者に交付金を交付します。

負担金
あらかじめ、負担金を納付します。